

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年4月7日(月)

NO. 1568号

本号3頁

## 衆院憲法審査会 憲法改正の国民投票 ネット広告に対策が必要

衆議院憲法審査会で、国民投票を行う際の広告のあり方について議論が行われ、与野党から、インターネット広告は有権者の冷静な判断に影響を及ぼすおそれがあるとして、ガイドラインの策定など対策が必要だという指摘が出されました。

3日の衆議院憲法審査会では、憲法改正で国民投票が行われる際の、テレビCMやインターネット広告のあり方について議論が行われました。

この中で、自民党の船田元氏はネット広告について「扇情的な内容や特定の考え方を繰り返し送りつけることによって、冷静な判断が阻害されるおそれがある」と指摘しました。

そのうえで、今の国民投票法では、テレビCMが投票日の2週間前から禁止される一方、ネット広告には制限がないことから「言論空間のバランスを著しく崩す」として、対応が必要だという認識を示しました。

具体的には、プラットフォームなどの事業者に、国民投票のCMであるという表示を義務づけることや、国会議員でつくる国民投票の広報協議会でガイドラインを策定することなどを挙げました。

立憲民主党の階猛氏は「ネットCMは受け手の意思を支配する力が強く、放送CMとは別に法規制が必要だ」と述べました。

そのうえで「放送CMと全く同じ規制を課すという趣旨ではなく、広報協議会がガイドラインを定めるなどして適正化を図る」と述べ、表現の自由にも配慮しつつ、対策を講じるべきだと主張しました。

このほか、日本維新の会、国民民主党、公明党なども同様にネット広告の問題点や対策の必要性を指摘しました。

一方、れいわ新選組と共産党は、憲法改正は必要ないという立場から国民投票法の議論自体に否定的な考えを示しました。

## 改憲でなく政治転換 赤嶺氏主張

衆院憲法審査会は3日、改憲手続きを定めた国民投票法について自由討議を行いました。日本共産党の赤嶺政賢議員は、国民は改憲を求めておらず、改憲の手続きを整備すべきだという声はないと述べ、同法の整備を急ぐ必要はどこにもないと指摘。「いま必要なのは憲法の原則から乖離（かいり）した現実の政治をただし、国民の基本的な人権を守るための議論だ」と主張しました。

国民投票法は、第1次安倍晋三政権の2007年に安倍首相が改憲に意欲を示すもとでつくられました。法案審議の段階から、多くの参考人が不備を指摘していたにもかかわらず、自民党が改憲を推し進めようと衆院での採決を強行しました。

赤嶺氏はその経過から、同法には国民の民意を正確にくみ反映させるという根本において重大な問題があると指摘。最低投票率の規定がなく、公務員や教員の国民投票運動を不当に制限し、資金力の多寡によって広告量が左右されることなどを挙げ、重大な問題を抱えた欠陥法だとして、「根本的な欠陥を持つ改憲手続き法をつくり、改憲の議論を進めてきた自民党のやり方は断じて許されない」と批判しました。

自民党や日本維新の会は、国民投票の際に改憲案の広報を行う広報協議会の具体化を進めるべきだと主張。赤嶺氏は、同協議会は委員の大多数が改憲賛成会派から割り当てられるなど、改憲を進



めるのに都合のよい仕組みになっているとして、「具体化していく規程づくりは認められない」と批判しました。

## **船田与党筆頭幹事 自民党憲法改正実現本部のまとめを語らず**

### **① 4月3日の衆院憲法審査会で、れいわの大石委員は、次のように発言。**

昨日、4月2日、参議院の憲法審で、自民党の佐藤幹事が、3月27日のこの衆議院の憲法審で70日限定説が一つの目安だという発言に不満を表明されているんです。自民の船田幹事の発言に対してですけれども、誤解を生むと不満を表明されていて、結局、参と衆で行われていますので、この衆議院の審査会においてより偏りがあるのではないかという指摘であれば受け止める必要があるのではないかと思いますし、会長として、そういったことがあるのではないか、受け止めて検証する必要があるんじゃないでしょうか。

このように、船田氏の発言を同じ自民党の参院の佐藤氏が不満を表明したと指摘し、枝野会長に「受け止めて検証」するよう求めています。

### **② 船田氏は「最大でも70日程度」と語る。**

憲法42条で定められておりますが、日本国憲法は二院制を大原則としています。憲法54条に規定された参議院の緊急集会は、参議院の重要な権能であることは間違いありませんが、この大原則との関係でいえば、両院同時活動の原則の例外に当たるものであり、あくまで臨時的、暫定的な対応を定めた制度だと思えます。

そして、参議院の緊急集会が開催可能な場面について、現行憲法の条文上は衆議院の解散時に限られておりますが、衆議院議員の任期満了の場合も、衆議院が不在になるという意味では衆議院解散の場合と同様であることから、類推適用が可能であるという考え方が有力であると承知しております。当然、これを否定するものではありませんが、異なる解釈の余地がないとは言えないことから、任期満了時にも参議院の緊急集会の開催が認められる旨を憲法に明記すべきではないかと思っております。

さらに、参議院の緊急集会の期間について、憲法54条は、一項において、衆議院解散後40日以内の総選挙の実施と、総選挙から30日以内の特別会の召集を規定しており、それに続く第二項において、衆議院が解散された場合に、国に緊急の必要があると認めるときは、内閣は参議院の緊急集会を求めることができることとしています。このように、憲法54条二項は同条一項を受けた規定である、いわゆる連関構造であります。そういう規定であることは文理上当然であり、参議院の緊急集会の活動期間は最大でも70日程度と解釈するのが素直な考え方です。そして、総選挙の実施が見通せない場合についても妥当するものと考えられます。

このように船田氏は、緊急集会の期間について「最大でも70日程度」と発言しています。

### **③ 佐藤氏は、「70日間は活動期間を厳格に限定するものではない」と語る**

参議院の緊急集会の位置付けですが、日本国憲法において緊急事態に対応するための唯一の緊急事態条項であり、参議院の重要な権能であります。その上で、その活動期間については、憲法54条一項と二項から、文理上、最大70日程度で、これを大きく超えることは憲法の想定外とする意見がありますが、我が会派ではこの70日間は活動期間を厳格に限定するものではないと考えています。

本審査会でも活動期間について70日を超えていつまでもということは想定していないと述べてきましたが、これは、憲法54条第一項の趣旨から、できる限り早期に総選挙を実施されることが求められており、それゆえ衆議院議員の不在期間がそれほど長期間に及ぶことはないという前提の上です。

同時に、我が会派は、基本的に、衆議院議員の不在時に参議院の緊急集会が国会機能を代行できなくなるようなことになってはならないと考えています。例えば、衆議院議員不在時における選挙困難事態に備えた措置が整えられたとしても、その過程で否決され、衆議院議員の不在が数か月間解消されないおそれもあります。活動期間を厳格に70間とすると、70日を超えた途端に立法府は対応不能となります。ゆえに、緊急集会の活動期間を画一的に決めるのではなく、この70日間は活動期間を厳格に限定するものではないというところに至ったところです。

なお、参議院の緊急集会の活動期間について、衆議院で70日間が目安という趣旨の発言がありました。この目安が70日間の辺りとか70日間前後という意味ではなく、その期間は画一的に厳格に限定されるものではないという趣旨であったと理解していますが、この目安という言葉自体が誤解を生むことを懸念しております。

ただ、いずれにしましても、我が党の衆参の考え方は、昨年夏の取りまとめにおいて、緊急集会の活動期間として70日間と厳格に限定するものではないということが互いに確認されています。

#### ④ 自民党の方針は「70日間と厳格に限定するものではない」

自民党憲法改正実現本部は2024年8月7日、全体会合を開き、同本部の下に設置したワーキングチーム（WT）からこれまでの議論の取りまとめについて報告を受けました。

選挙困難事態における国会機能維持条項についてはまず、現行憲法で定める「参院の緊急集会」が緊急事態に対応するための唯一の緊急事態条項であり、参院の重要な権能であることを確認。憲法54条1項に定める総選挙までの40日間と特別国会召集までの30日間を合わせた70日間を緊急集会の活動期間として厳格に限定するものではないとしました。

さらに緊急集会は▽国会の代行機関であり、原則として国会の権能の全てに及ぶこと▽権限行使の範囲については、緊急集会が「国に緊急の必要があるとき」（54条2項ただし書）に求められることから、緊急性の要件を満たすかどうかで判断されるべきこと一を確認。

また、解散ではなく任期満了による衆院議員不在の場合においても緊急集会で対応し得ることを憲法に明記することで一致しました。

#### ⑤ なぜ船田さんは自民党の「まとめ」を語らないのか？

このように開催期間だけでなく、緊急集会についての船田氏と佐藤氏の発言を比較すると、佐藤氏が自民党のまとめを踏まえた発言していることは明確です。衆参の主張の違いを修正するために何回か開かれた憲法改正実現本部のまとめを話さず、いや話すことを避けている船田氏は姿勢が問われます。

ではなぜ、まとめの話をしないのか。それは、そのことを発言することにより、「まとめ」の「70日に限定するものではない」との方針が、「自公、維新、国民、有志の5会派は意見が一致している」と言い続けてきたことに逆行し、5会派に分断が起きると恐れているのではないのでしょうか。

船田氏は、佐藤氏のように自民党の「まとめ」を踏まえた発言をすべきではないでしょうか。

## 憲法会議結成 60 年記念講演会の録画視聴 1 万回超える

渡辺治氏の憲法会議結成 60 年記念講演会の録画を、憲法会議のホームページから視聴できるようにしてあります。なお、そこには渡辺氏の講演レジュメと資料も掲載してあります。

その視聴回数が1万回を超えました。個人での視聴とともに、福井等では数人での視聴学習会も開催されています。是非、ご視聴ください。

「憲法会議結成 60 年 記念講演会」のレジュメ・資料・動画をアップします

と き：2025年3月22日(土)午前9時30分～12時 ところ：日本教育会館

講演：渡辺 治氏 「憲法会議の60年と新たな情勢のもとでの改憲阻止のたたかい」

●レジュメ ●資料

●動画 以下の URL からご覧ください。

[https://youtu.be/Wt4IscdAF4Q?si=0o9vm3ctdefJVf\\_F](https://youtu.be/Wt4IscdAF4Q?si=0o9vm3ctdefJVf_F)

## 憲法会議結成 60 年記念講演会 渡辺治氏のレジュメより その3

### 2 第2期の憲法運動・憲法会議（1990～2012）

#### （1）冷戦後アメリカの新戦略と自衛隊海外派兵に対するたたかい

冷戦終焉と自由市場の拡大、アメリカ新戦略、ならず者国家、テロリストとの戦争戦略。日本や同盟国に加担を強要

（a）60年代改憲挫折の「教訓」踏まえた、支配層の2つの対策

自民党政権、湾岸戦争への自衛隊派兵挫折、また第2の改憲の挫折の「教訓」を踏まえて2つの方策 「政治改革」による小選挙区制導入、改憲実行のための政治配置

その「政治改革」の2つのねらい

1 小選挙区制導入により、社会党、共産党を少数に追い込む  
2 自民党の中央集権化（幹事長の公認権、政党交付金配分権）による、「改革の」党への改変  
93年8党派連立政権による「政治改革」強行、社会党消滅、自民・民主の保守2大勢力への再編  
解釈改憲先行路線 明文改憲回避の理由

1 挫折の痛い教訓、明文改憲の企図には国民が立ち上がる  
2 明文改憲には時間がかかり、アメリカの要請に応えられない

小沢発言「修正した方がよいことは間違いない、憲法改正を言っても誰も相手にしないという現実」

(b) 憲法を触らずに自衛隊派兵の強行とその限界

・現行憲法下、日本「周辺」で日本の平和と安全に関わる事態での米軍の作戦行動に「後方支援」  
96年日米安保共同宣言「日本周辺での事態での米軍軍事行動支援」、97年ガイドライン  
99年周辺事態法—強い反対運動に晒され、大きな制限、アメリカ強い不満

①武力行使できない、②「周辺」が狭すぎる、③後方支援の中味も制約→アーミテージレポート  
・事態を変えた9.11事件。小泉政権、アメリカの圧力で、特措法方式で派兵強行

2001テロ対策特措法、2003イラク特措法でイラク派兵

・イラク派兵、反対運動に晒され、憲法の制約のもと、大きな限界

①武力行使不可、②「戦闘地域」へいけない、③後方支援の中味限定

限界突破のための明文改憲策動 自民党政権による明文改憲の動き、改憲第4の波

## (2) 改憲第4の波とその挫折

冷戦終焉直後、改憲の大合唱、しかし、政府は、改憲回避

自衛隊の海外派兵要求が強まるにつれ、明文改憲策動の再燃、2000年代改憲の波

2003年総選挙で自民、民主、公明のいずれもが時期を明示して改憲案作成公約

2006年、自民党「新憲法草案」—自民党、結党以来50年で初めての条文案

## 第1次安倍政権

### (3) 第2期の憲法運動・憲法会議の闘いの特徴—新たな運動の広がりとの共同の模索

(a) 改憲第4の波を阻止した運動の成果

1 小泉政権の解釈改憲により、イラク派兵は許したが、海外での武力行使は阻止した

2 運動参加者の新たな広がりとの共同の試みの前進

(b) 共闘崩壊下での憲法会議の運動—「政治改革」批判の運動

憲法会議、小選挙区制反対でいち早く「政治改革」批判 『憲法運動』(89~93) 21本

「政治改革」では、社会、公明、民社の推進+マスコミの大キャンペーンで孤立

(c) 自衛隊派兵反対運動の隊列の変貌、新たな広がり

連合結成、「政治改革」賛同による企業主義的労働組合運動の派兵反対闘争からの後退

「政治改革」と連動して冷戦終焉による自衛隊容認論、自衛隊合憲論の拡大

他方、自衛隊の海外派兵に反対して連合系労組も含めた闘い、新たな市民運動、市民組織の簇生

(d) 新たな共同の試み・5・3憲法集会の取り組み

2000年10月、憲法会議、憲法を生かす会、許すな！憲法改悪・市民連絡会等6団体の呼びかけ

2001年5月3日、この共同を発展させ憲法運動、市民運動と共産、社民、新社が統一し憲法集会

憲法会議、「5・3憲法集会実行委員会」の強化に取り組む 『憲法運動』、6月号は毎年、5.3特集

(e) 九条の会運動を支えた憲法会議

2004年6月9日の呼びかけでスタートした九条の会、急速な全国的広がりで改憲第4の波を挫折。新たな市民の大量層の参加 加藤周一発言「横の連携がほとんどない」

自衛隊違憲の市民層に加え、自衛隊賛成でも自衛隊の「戦争する軍隊」化に反対する層参加

憲法会議、九条の会運動に参加 —九条の会アピールの討議、アピールに呼応する組織づくり、憲法学習